

統計法施行令の一部を改正する政令要綱

- 一 公的統計の作成主体となる法人に原子力損害賠償支援機構を加えること。（第一条関係）
- 二 別表第一の六の項に規定する国民の消費生活に必要な商品の販売価格及びサービスの料金について地域別、事業所の形態別等の物価を明らかにすることを目的とする基幹統計を廃止し、別表第二の二の項に規定する国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向を明らかにすることを目的とする基幹統計を変更することに伴い、地方公共団体の長が行う事務に関する規定について所要の改正を行うこと。（別表第一及び別表第二関係）
- 三 この政令は、公布の日から施行するものとする。